

V 庁舎整備の基本理念

北区役所庁舎を整備するにあたり、何を重視すべきなのか、どのような庁舎にすべきなのかを定めた上で、検討を進めていく必要があります。

北区としては、下記事項を基本的理念として定め、庁舎整備を進めていきます。

1 区民全体のシンボル、区の一体感の醸成に寄与する庁舎

- この度、北区自治協議会から提出された意見書に「区役所は、区民全体のシンボル的存在であり、区の一体感の醸成に寄与するもので、区の将来像も考慮した整備位置としていただきたい。」と記載されています。
- また、「区役所は、区民にとって心のよりどころであってほしい。」との自治協議会委員からの意見がありました。
- 区役所が区民全体のシンボル的存在であり、区の一体感の醸成に寄与するためには、区民が誇りと親しみが持てる区役所の整備を進めることが重要です。
- 具体的には、新潟市自治基本条例で規定する次の区役所の役割を果たす機能をハードとソフトの両面から実現していくことが必要です。
＜新潟市自治基本条例より＞
 - ①地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見して迅速かつ的確な解決を図ること。
 - ②協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。
 - ③市民に必要な行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

2 防災拠点としての庁舎

- 3.11 大震災により、一部自治体では行政庁舎が損壊し、防災拠点としての機能が失われ、また、その後の行政サービスの提供も困難になる状況が発生しました。北区役所は、万が一の災害の際に区民を守るための拠点であり司令塔となる必要があり、災害に強い庁舎とすることが求められます。
- また、本州日本海側唯一の政令指定都市として、他の地域に大規模災害が発生した際には、物資の輸送や被災者の受け入れなど、様々な支援を行うための拠点となることが求められます。
- 地震や大雨など、様々な災害に対応できる庁舎を建設する必要があります。

3 来庁される区民にやさしい庁舎

- 区役所庁舎は、市民等にとって分かりやすくアクセスしやすい場所にあり、庁舎に入れば行きたい所属がすぐに分かり、目的の場所にすぐに行ける庁舎とする必要があります。
- また、プライバシーに配慮し、個人情報の保護や情報セキュリティを確保するため、十分な窓口カウンターや相談室などの設備も必要となります。
- 車で来られる方のための駐車場も十分に確保する必要があります。
- 高齢者や障がい者に配慮したユニバーサルデザインを徹底し、利便性の高い庁舎とする必要があります。

4 次代につながる庁舎

- 人口推計を見ると、本市の人口は減少する傾向にあり、北区も例外ではありません。また、年齢別人口では、少子化超高齢化が、さらに進んでいきます。人口減少や少子化超高齢化により行政サービスに対する需要も変化していくことが想定されますが、何十年か先の需要に合わせた庁舎を建ててしまえば、現在の需要に合わないこととなるため、現実的ではありません。
- また、今年度から本格的に始まった区のあり方検討や区役所業務の事務分掌条例化、コンパクトシティの流れなど、様々な状況を踏まえた庁舎とする必要があります。
- これらのことから、庁舎レイアウトを考える際には、人口減少、財産経営推進計画に基づく総量削減、サービス機能の維持や区のあり方検討等による行政サービスの見直し、職員配置の適正化等の検討を踏まえながら庁舎レイアウト等を検討するとともに、見直し等を行った後に生じるスペースを防災や福祉、まちづくり等に活用できるよう、庁舎のレイアウトを柔軟に変更できるものとする工夫が必要です。
- 次代に健全な地球環境を引き継いでいくために、効率的なエネルギー利用や環境負荷の低減を図るなど、環境に優しい庁舎としていく必要があります。